

# 年度末・初めにおける 36 協定届等の届出について

～ 郵送や電子申請をぜひご活用ください ～

36 協定届等の届出について、毎年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の受付窓口が来庁者でたいへん混雑いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働基準監督署では、

- ・ 職員に対する手洗い、うがい、マスクの着用の徹底
- ・ アルコール消毒液の設置
- ・ 体調がすぐれない職員の休暇取得
- ・ 発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方は入場をご遠慮いただく

等の対策を講じ、感染症の感染防止に努めておりますが、36 協定等の届出に当たっては、郵送や電子申請\*をぜひご活用ください。

なお、郵送による届出については、届出内容等に問題がなければ、労働基準監督署に到達した日をもって受理いたします。

また、事業場の控えが必要な場合には、届出書類の他、事業場の控えの書類と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

ただし、返信までに1か月程度かかる場合もございますので、ご承知願います。

※ 労働基準法等の手續の電子申請について、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

検索

令和2年3月

神奈川労働局労働基準部監督課